

論点整理（案）

広域大規模災害を想定した
放送サービスの維持・確保方策
の充実・強化検討チーム

令和7年6月6日

1. 広域大規模災害を想定した放送を維持するための方策

- (1) 放送事業者と関係機関との連携の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- (2) 放送ネットワークの強靱化の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- (3) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

2. ローカル局の放送が停波した場合の代替手段の確保

- (1) 衛星放送による代替や、配信の活用の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
- (2) 臨時災害放送局の活用促進の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P21
- (3) 早期応急復旧に向けた体制整備の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P24

3. 被災者の視聴環境の確保

- (1) テレビ・ラジオ等の視聴可能設備の備蓄の在り方・・・・・・・・・・ P26
- (2) 関係機関との連携の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P28
- (3) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P33

(1) 放送事業者と関係機関との連携の在り方

①【災害対策本部へのリエゾン派遣】

- 令和6年能登半島地震・奥能登集中豪雨が発生した際、石川県災害対策本部に対してNHK、民間放送事業者、日本ケーブルテレビ連盟から被災した放送設備等の機能を維持するために職員の派遣（以下「リエゾン派遣」という。）が行われた。この取組によって、商用電源が停止した地上波中継局における予備電源設備への燃料補給の要請、難視聴地域における道路啓開情報や電力復旧情報、避難所・仮設住宅の開設情報等の入手などが行われ、災害時の放送の継続・早期復旧に資するものとなった。
- 地上波放送では、令和6年8月、石川県の民放5社とNHKの間で、中継局が停波するおそれがある場合等にリエゾン派遣を行う取り決めがなされ、同年9月の奥能登集中豪雨では当該取り決めに基づく派遣が行われた。他の地域においても取り決めを行う動きがあり、令和7年5月末時点で36の道府県で取り決めがなされている。
また、ケーブルテレビでは、万一の発災時には、日本ケーブルテレビ連盟において、リエゾン派遣について優先的に検討することとなっており、一部地域においては平時からケーブルテレビ事業者と自治体・電力事業者・通信事業者等との連携が進んでいる。
- リエゾン派遣は、各地域の放送事業者間における自主的な取組ではあるものの、災害時において放送事業者と関係機関との連携を円滑にし、放送の継続・早期復旧に資するものであるため、引き続き各地域協議会や業界団体による検討の場などを活用して、多くの地域の放送事業者間における検討を促進していくべきではないか。

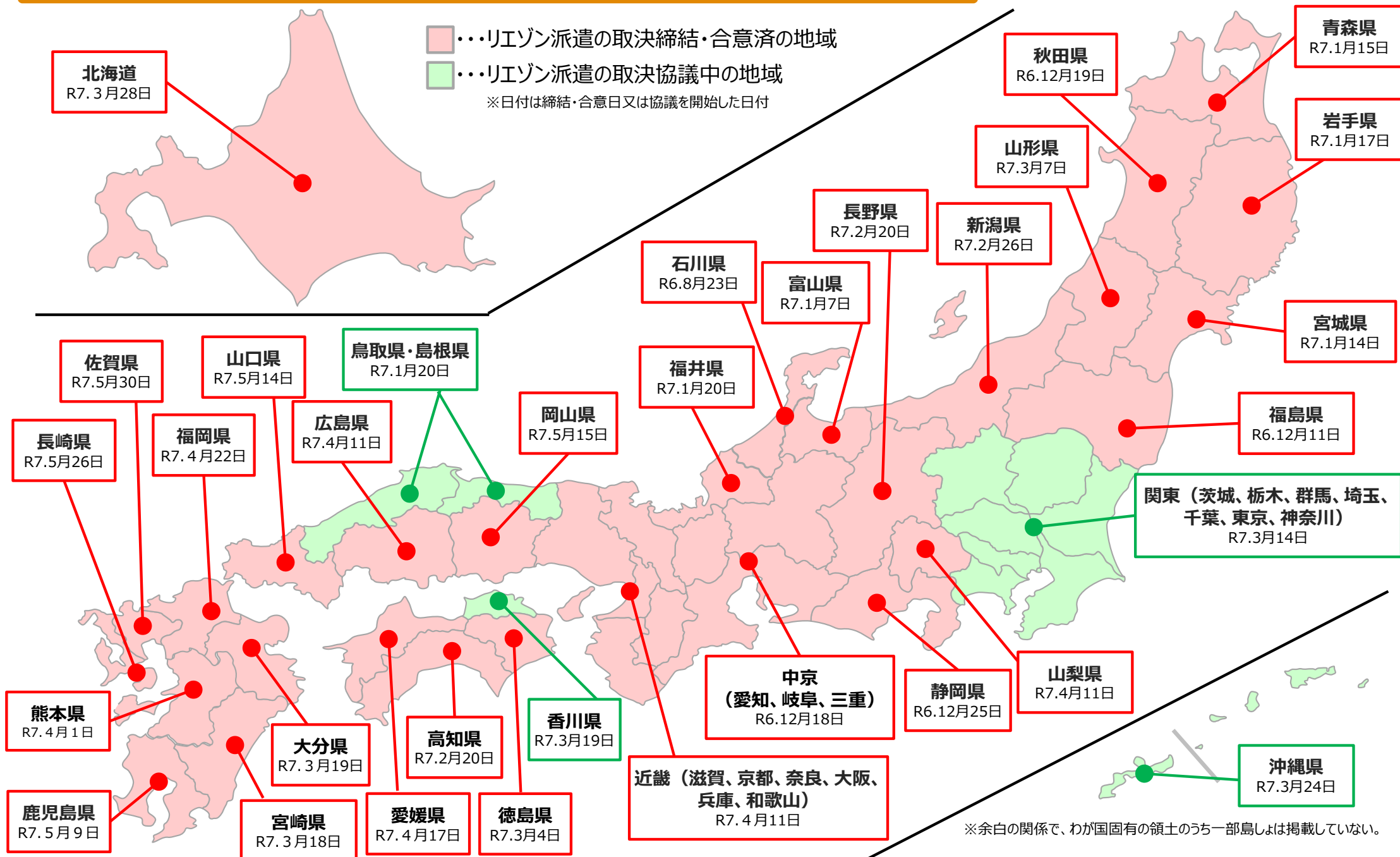
(1) 放送事業者と関係機関との連携の在り方

②【自治体等との訓練】

- 令和6年能登半島地震・奥能登集中豪雨での経験を踏まえ、リエゾン派遣の実効性・有用性を高めるため、放送事業者と関係機関との間で緊急時における連絡体制を構築するだけでなく、定期的に訓練を実施することで、災害時に官民連携による緊急対応力を向上させることが期待される。
- そのためには、放送事業者が、総務省や自治体が開催する訓練への参加を通じ、国、自治体、電力事業者、通信事業者、燃料供給者等の関係機関と連携し、道路啓開・電力復旧・倒壊した電力柱等の建柱情報等を共有しつつ被災した放送設備等の復旧に係る課題等を把握し、その早期復旧を図り、放送が再開できるよう災害時に官民連携による緊急対応力の向上を図るべきではないか。
- また、これらの取組によって得られた被災者ニーズの把握方法等、リエゾンの役割に関する様々な知見を体系化し、放送事業者間で共有していくべきではないか。
- 加えて、広域大規模災害が発生した場合に備え、放送事業者自身における発災時の物的・人的支援体制を整備することも重要であるため、地上波放送におけるネットワーク協定（いわゆる系列局）の締結や、ケーブルテレビにおける事業者間の広域連携（例：支部や県協議会単位での連携や中四国事業者間連携であるSETO協定等）、地上放送とケーブルテレビ事業者等、異なる放送種別の連携、放送対象地域等の放送エリアを越えた連携にも取り組むべきではないか。

(参考) リエゾン派遣の取決締結状況について (地上波関係)

(令和7年5月31日現在)



【構成員の意見等】

① 【災害対策本部へのリエゾン派遣】

- 能登半島地震の際のリエゾン派遣について、“当初、リエゾンの仕組みを知らなかった”“分かってからも人員を派遣できるという考えには及ばなかった”。派遣への感想について、“人員に余裕があれば、派遣した方が良い”→“復旧状況がわかる”。奥能登豪雨の際のリエゾン派遣について、8月の取り決めに従い、9月23日より派遣（NHK、民放1名ずつ 民放は2週間）。NHKと民放間で相談、情報交換できた（1月は席が離れていた）。電力送配電について、同じリエゾンルームで、依頼が速やかにできた（1月は別の部屋だった）。テレビ局はどの社も人員が豊富でなく、派遣が難しい状況がありえる。（第1回 石川テレビ発表資料）
- 大変、石川放送の御発表、印象的に受け止めました。その中でリエゾンについてのお話がありました。私、自己紹介のときにも申し上げましたように相互支援の仕組みというのを強めていくことがとても大事だと思っております。それを物理的な行き来だけではなくて、遠隔でも可能にすることがとても大事な気がいたします。東北地方から能登に放送局の支援に行こうとしたんですけども、受入れ不可能ということで短時間で戻ってきたというようなことも聞いたことがございます。そうしますと、やはり遠隔でもできることは少なくなくて、例えば情報の整理を遠隔から助ける、アナウンスを遠隔で地元の放送局から流す。人材不足に対応する。あるいは、今日もファクトチェックの重要性がたくさん出てまいりましたが、その整理・検討を地元放送局に代わってその準備を行う、決定は放送局がなさる。いろんな方法でリエゾンの仕組みを強化できそうな気がいたします。ぜひ、法的にどこまで可能かどうか、事務局に検討いただけたらと思う次第です。（第1回 鈴木構成員）
- 災害対策本部へのリエゾン派遣。石川県庁に設置されている災害対策本部への人員派遣の可能性について打診いただき、2/6より北陸支部(金沢ケーブル)から1名派遣。能登半島全体の復旧計画にケーブル業界の意見、視点をお伝えすることができると共に、対策本部状況も把握できる等、一定の成果を得た。被災住宅の復旧と並行して避難所や仮設住宅への引き込み工事等にも尽力。日頃の自治体（市区町村）との連携・情報交換等も円滑に行っているケースが多い。都道府県との連携強化は今後も継続的に取り組む(場作りのサポートも期待)。ケーブルテレビ局、そして業界全体として、災害時にすべきことの共通認識はあり、自治体との日頃の連携や業界内の広域連携(例：中四国連携のSETO協定（下図）等)含めた様々な備えに加え、万一の発災時の対応ノウハウも蓄積・共有される等、各社の準備はほぼ整っていると言っていい状況ではあるが、震源地に近い局は甚大な被害（設備被害＋従業員の被災）を受け、事業継続が困難となる可能性が高い。（第3回 （一社）日本ケーブルテレビ連盟資料）
- 平時における都道府県、及び関連機関との関係強化にあたり、場作り等ご支援頂きたい。災害時の緊急対策本部へのリエゾン派遣につき、適宜県への働きかけをお願いしたい。災害時の迅速な放送・通信インフラの復旧にあたり、ケーブルテレビ事業者が、被災地域における電柱・管路等の設置段階から、電力会社・大手通信事業者と、被災地域の復旧状況を踏まえて役割分担や優先順位付け等を検討できる様に、(平時も含め)自治体や電力・大手通信事業者等への働きかけをお願いしたい。
（第3回 （一社）日本ケーブルテレビ連盟資料）

【構成員の意見等】

② 【自治体等との訓練】

- 御報告の中で、地震の後また豪雨があった際、既に連絡体制が出来上がっている中で速やかに連絡が取りやすかったというお話があったかと思います。日頃、連絡し合うということはなかなか限られていると思いますけれども、日頃から連絡体制を構築しておいて、定期的にシミュレーションをする、訓練などが行われているといざというときに動きやすくなるということを改めて感じさせていただいた次第です。そういった連絡体制をルールで決めるというようなことは難しいと思いますが、実際に発災したときを想定して、どういう連絡体制が現実には有効だったのかといったことについては、石川のテレビ局の御経験を踏まえて、全国の放送局、関係者で共有すべきことではないかと思います。（第1回 大谷構成員）
- 鈴木でございます。大変、石川放送の御発表、印象的に受け止めました。その中でリエゾンについてのお話がありました。私、自己紹介のときにも申し上げましたように相互支援の仕組みというのを強めていくことがとても大事だと思っております。それを物理的な行き来だけではなくて、遠隔でも可能にするということがとても大事な気がいたします。東北地方から能登に放送局の支援に行こうとしたんですけども、受入れ不可能ということで短時間で戻ってきたというようなことも聞いたことがございます。そうしますと、やはり遠隔でもできることは少なくなくて、例えば情報の整理を遠隔から助ける、アナウンスを遠隔で地元の放送局から流す。人材不足に対応する。あるいは、今日もファクトチェックの重要性がたくさん出てまいりましたが、その整理・検討を地元放送局に代わってその準備を行う、決定は放送局がなさる。いろんな方法でリエゾンの仕組みを強化できそうな気がいたします。ぜひ、法的にどこまで可能かどうか、事務局に検討いただけたらと思う次第です。（第1回 鈴木構成員）
- （NHKと民放の間の連携について）災害もそうですし、地域によって様々なケースがあると思いますので、一概に何かこういう基準でということとは、無理だとは思いますが、ただ、なるべく速やかに連携をしていただくという点では、ふだんからの何らかの関係性の維持といいますか、災害時を想定した関係性の維持というものも重要ではないかなと感じた次第でございます。（第2回 三友座長）
- 今日、出たお話の中でメディアの横連携もありますけれども、他のメディアとの連携の重要性というのも、前回御質問させていただいたことも連動しますが、その重要性ということも強く感じた次第です。（第2回 音構成員）
- 石川県能登の地震の後に応援に入られた通信事業者が、その後に発生した大雨のときにも同じようにまた入られて、1回目と2回目の大きな違いは、通信事業者同士は皆さん、それぞれ協力はし合えたのだけど、1回目のときには電気の方とか、その他道路の整備の方とかいろんな方が初めましての方ばかりで意思の疎通がうまくいかなかったが、次のときには「あれが必要ですね」というのがお互いに分かり合って非常に対応のスピード感が出せたって話を伺ったことがあります。高知県さんにお伺いしたいのですが、そういう意味での国や県や市町や、それぞれとの専門事業者の皆さんとの関係づくりというのは、もう大分、高知県さん、すごく熱心にいろんなことを進められていると思いますが、事業者同士の横のつながりみたいなものを何か平時にもつくっていくのも、特に応援の方々が入られたりしたときにも、それがうまくいけるようになって、体制づくりも大切なもののを、そのお話を伺ったときに思ったのですが、何かそういう工夫をされていたら教えていただければと思います。（第3回 長田構成員）

(2) 放送ネットワークの強靱化の在り方

①【BCPの実効性の確保】

(地上波)

- 放送停止事故の防止など、安全・信頼性を確保し、放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、放送設備の安全・信頼性に関しては、放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の施行に伴い、技術基準が整備された。
- 安全・信頼性基準では、演奏所・親局・プラン局のように広範囲に影響を及ぼすものについては、放送の停止等を未然に防ぐための措置を、その他の中継局のように影響範囲が限定的なものについては、経済合理性も勘案し、事故の長時間化を防ぐための措置（例：応急復旧用機材の配備）を行うことが基本的な考え方とされている。
- また、基準の検討過程においては、平成23年東北地方太平洋沖地震が発生しており、その被害状況の分析結果を踏まえ、例えば、大規模災害時における広域・長時間の停電対策として、移動式の電源設備を複数の放送事業者で共同配備することを具体的な措置例として追加するなど、必要な検討が行われている。
- 本検討チームの開催に合わせて、総務省において、放送事業者の災害対策状況に関する調査を実施したところ、演奏所・親局・プラン局を中心に、予備電源の長時間化や耐震化の対策が進められてきている状況であったものの、その他の中継局については対策状況に濃淡が見られた。
- その他の中継局を含めて設備的な対策強化を求めた場合、放送事業者の経営への影響は大きいことから、一律に規制を強化するのではなく、施設ごとの重要度を見極めて、バランスよく対策を進めていくよう促すべきではないか。
- 一方、今般南海トラフ地震の被害想定が見直されたことも踏まえ、被害想定に見合う形で実効性のあるBCP（事業継続計画）が作成されているか、また、当該BCPに関するPDCAサイクルが適切に実施されているかといった観点での検証を深めていくことが重要ではないか。
- さらに、大規模災害時における発電機の燃料の確保について、ガソリンスタンド等の燃料供給者との日常業務におけるつながりが薄く、燃料供給者との間に十分な関係性を構築できておらず、協定締結へのハードルが高い放送事業者がいることから、各地域協議会等の場を活用することにより、事業者間の協力が一層進んでいくよう促していくべきではないか。
- 加えて、今後、中継局の共同利用等が進展し、複数の主体が連携して放送設備の安全・信頼性を確保していく必要があることから、災害発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、主体ごとの役割分担の明確化や連絡・連携体制の確立、自治体をはじめとした防災・災害対策の関係機関との連携等について、従来の取組の見直し・強化を図っていくことが重要ではないか。

(2) 放送ネットワークの強靱化の在り方

(ケーブルテレビ)

- 令和7年2月から3月にかけて実施したケーブルテレビ事業者の災害対策状況に関する調査の結果、安全・信頼性基準に基づく対策等が講じられていることが確認された。
- 今般、南海トラフ地震の被害想定が見直されたことも踏まえ、被害想定に見合う形でBCPが作成されているかといった観点も含め、災害対策が行われているか検証を深めていくことが重要ではないか。
- 検証の結果、ケーブルテレビ事業者に対し設備的な対策強化を求めた場合、経営への影響が大きいことから、一律に規制を強化するのではなく、施設ごとの重要度を見極めて、バランスよく対策を進めていくよう促すべきではないか。
- また、広域大規模災害時における発電機の燃料の確保について、ガソリンスタンド等の燃料供給者との日常業務におけるつながりが薄く、燃料供給者との間に十分な関係性を構築できておらず、協定締結へのハードルが高いケーブルテレビ事業者にあっては、過去の災害において他ケーブルテレビ事業者から燃料の融通が行われたように、今後の発災時においても同様の取組が引き続き実施されるよう、事業者間での連携を促していくべきではないか。

(衛星放送)

- 基幹放送局提供事業者においては、従前より安全・信頼性基準に基づく対策等が講じられており、予備電源の長時間化や耐震化の対策が進められてきたものと考えられる。
- 広域大規模災害時に、地上放送を視聴することができない地域に対しても放送を通じて必要な情報を届けことが期待される衛星放送の性質を踏まえ、基幹放送局提供事業者にあっては、被害想定に見合う形で実効性のあるBCPが作成されているか、また、当該BCPに関するPDCAサイクルが適切に実施されているかといった観点での検証を深めていくことが重要ではないか。

(2) 放送ネットワークの強靱化の在り方

②【手続の簡素化による初動の迅速化】

- 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の変更や、当該設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合の委託先等の変更の際は、電波法第17条に基づき変更の申請を行うことが必要となる。また、当該申請の許可に当たっては、電波監理審議会への諮問を要することとなっている（一定の条件に該当するものは除く。）。
- 災害時において電気通信設備やそれらの運用委託先を緊急的に変更する場合や、被災した設備を復旧させる場合等においては、電波法第17条の許可申請を迅速に処理することが望ましい。
- このため、災害時や復興時の迅速な対応に資する観点から、一定の条件・基準に該当する場合については、手続を簡素化すべきではないか。

(2) 放送ネットワークの強靱化の在り方

③【耐災害性強化に向けた支援等】

- 放送が災害発生時における国民への情報発信媒体としてその役割を果たすには、平時から放送ネットワークの強靱化を図ることが求められるが、総務省調査によると、ネットワークの多重化や耐震化等への対応が未実施である設備が一定程度存在しており、その対策を可能な限り早期に講ずることが望まれる。
- 一方で、各放送事業者や自治体は厳しい経営/財務環境にあり、今後の放送ネットワーク構築や強靱化に伴う設備投資は、各事業主体の判断の下、よりサステナブルで経済合理性に優れたものとする点も十分に考慮する必要がある。
- 地上基幹放送については、これまで総務省において、中継局等の停電対策や予備設備の整備等のほか、民放ラジオの難聴対策として中継局整備の支援を行っているが、より迅速かつ効率的な対策を講じられるよう、耐災害性強化支援事業に追加した耐震対策事業の前提となる耐震調査・補強設計について財政支援を検討するべきではないか。また、離島や半島などの地理的な条件不利地域における中継回線について、光ケーブルを用いて放送ネットワークを再構成することで強靱化が図られる場合は、必要となる設備への財政支援も検討するべきではないか。その際、南海トラフ地震による被害想定地域や条件不利地域における整備支援の補助率を嵩上げすることも考慮するべきではないか。
- ケーブルテレビについては、運営する自治体や第三セクターに対し、より災害対応力を高めるため、「ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業」において、受信点の冗長化の単独補助を追加するほか、専門的知見を有し組織対応力のある民間事業者へ運営移行（民設移行）する場合の補助率を嵩上げすることも検討するべきではないか。さらに、小中規模のケーブルテレビ事業者が共同設置する設備の耐災害性強化策を一層促進するため、共同設置する事業者による連携主体の申請を認める要件緩和も検討するべきではないか。

【構成員の意見等】

①【BCPの実効性の確保】

(地上波)

- 放送システムや放送設備の安全・信頼性は、今回の検討事項にも含まれておりますが、それに関する技術基準は、2010年に改正されました放送法に基づき、その翌年に発生した東日本大震災の教訓も踏まえまして慎重に審議し、策定されました。この安全・信頼性に関する技術基準につきましては、本日の資料1-3の50ページ以降に抜粋して記載されておりますが、これに新たな措置項目を追加する必要は恐らくなく、本検討チームの名称にもあるように、措置内容の充実・強化策について必要に応じて検討すればよいものと考えております。(第1回 伊東構成員)
- 広域、大規模な災害が発生し、広範な地域内に散在する住民の生命を守り、安心安全を確保するための情報を継続してお届けするという目的に照らすと、中継局単位、あるいは民放局単独、放送単独で講じることができる対策にはおのずと限界があるとも感じます。放送だけでなく、インターネットを組み合わせ、情報提供、情報発信を行うことはもちろんのこと、系列局、それから県内の民放各社、NHKさん、さらに地方公共団体や公的機関の間で連携、協力、協働がますます重要になると考えます。(第1回 (一社)日本民間放送連盟)
- 放送局は大規模災害の発災時など、有事にあたって放送活動(操業度)が最大値になることが求められます。放送設備の耐災害性強化においても、有事を念頭に置いた一定の設備投資が求められますが、一律に高いレベルの冗長化などを講じると、平時の民放経営を圧迫してしまいます。すなわち、平時と有事のバランスを考量することが、ローカル局やラジオ局の災害対策の持続可能性を高めることにつながります。(第3回 (一社)日本民間放送連盟発表資料)

(ケーブルテレビ)

- ヘッドヘッドエンド施設の95%が、蓄電池か非常用発電機のいずれかを所有している。61%のケーブルテレビ事業者が、移動電源車又は可搬型発電機を所有していた。ヘッドエンド局舎の86%が、建築基準法上の新耐震基準に合致していた。市町村が公表するハザードマップにおいて、津波浸水想定区域に該当するヘッドエンド局舎は14%。区域に該当し、浸水対策ができている局舎は8%、できていない局舎は6%であった。高潮・洪水等の水害による浸水想定区域に該当するヘッドエンド局舎は38%、区域に該当し、浸水対策ができている局舎は24%、できていない局舎は14%であった。(第4回 事務局資料)
- 災害に強いインフラを構築する為、光化、複線化、受信点設備の増設、非常用電源の整備、ハザード対策としての局舎移転等の整備について、従来よりご支援頂いているところではあるが、引き続きご支援を願いたい。整備だけでなく、維持・運営に係る費用へのご支援も検討頂きたい。(第3回 (一社)日本ケーブルテレビ連盟発表資料)

②【手続の簡素化による初動の迅速化】

- 業務委託に関する手続きについて、今後の大規模な災害では、臨時に委託先を変更・追加することが想定されるため、被災した事業者であれば極力簡素化、あるいは手続き不要とするのが望ましいのではないかと。(第1回 石川テレビ発表資料)
- 被災した放送事業者は、普段の業務に加えて災害報道が求められ、さらには放送設備の修理や交換に追われることになります。したがって、災害対応に必要な届出や申請等については可能な限り簡素化していただきたいと存じます。(第1回 伊東構成員)

【構成員の意見等】

③【耐災害性強化に向けた支援等】

- まず1点目は、放送の強靱化は論を待たない、すぐに取り組むべき課題であるということです。放送は、災害時に人々が最も依存する情報源であるということは事実でございますので、その点からも強靱化は非常に重要であると思います。
想定外という表現が使われなくなるような、そういう状況に近づけていく必要があるだろうと思います。（第1回 三友主査）
- 異なる環境の被災した方々に必要な情報をきちんと届けるためには、NHKだけではなく、民放各社、ケーブルテレビ、コミュニティFMなど複数の放送事業者が重なり合い補完し合いながら情報を届けることが必要になると考えている。（第2回 NHK発表資料）
- 半島という地理的な条件もあって、道路も寸断されまして、新聞も被災地に届けられないという状態になりまして、被災地の方は全く情報が届かないという状態になりました。特に奥能登というところは高齢者が多い地区でありますので、やはりテレビといったものが普段から情報を得るための非常に重要なツールとなっております。（第1回 石川県（四柳構成員））
- 放送は災害時において有用な情報伝達手段の一つであるため、南海トラフ地震を含む災害の発生に備えて、放送設備等（本社設備を含む）を速やかに強靱化を図る必要がある。
放送が停波しないよう、耐震化や浸水対策等により強靱化を行う場合に、民間放送事業者・地方自治体等に負担が発生しないよう国としても支援策を検討いただきたい。（第3回 高知県（東構成員）発表資料）
- 災害時ということを考えるときに、平時から使っていくことがポイントで、そのレジリエンスが重要な役割を果たします。普段から使い、それをなるべく柔軟に、どうしても必要なところだけをしなやかに強靱に残していく。（第1回 鈴木構成員）
- 放送界へのレジリエント化の要請には、それを支える支援が必須。小規模放送局への配慮は特に重要。
放送のレジリエント化を念頭に、平時からの準備(含む普段使い)を含めたシステムの強靱化と多様化を。どんなときでも一線は守り抜くしなやかさと、回復力の実現を。レジリエント化に要するコストは、サステナビリティにも配慮して支援する仕組みが必要（第4回 鈴木構成員発表資料）
- 放送を取り巻く環境は厳しさを増してきておりますので、経済合理性に優れた充実・強化策でないと現場への導入は困難になると考えられ、それらについての国からの支援策も大いに期待されると思います。（第1回 伊東構成員）
- 特に民間放送に関しまして、経営環境、非常に厳しい状況の中で、災害にどう向き合うのか。それに当たってのある種政策的な支援のありようというようなこともやはり深掘りをする必要があろうかと思えます。（第1回 音構成員）

（地上基幹放送）

- 放送局は大規模災害の発災時など、有事にあたって放送活動（操業度）が最大値になることが求められます。放送設備の耐災害性強化においても、有事を念頭に置いた一定の設備投資が求められますが、一律に高いレベルの冗長化などを講じると、平時の民放経営を圧迫してしまいます。
すなわち、平時と有事のバランスを考量することが、ローカル局やラジオ局の災害対策の持続可能性を高めることにつながります。
（第3回 （一社）日本民間放送連盟発表資料）
- 災害対応には初動・応急・復旧の各段階がありますが、復旧まで長期化すると、地域住民も地元企業も疲弊し、現地の放送局の経営環境もたいへん厳しくなります。（略）民放の経営の選択肢を拡大し、ローカル局の災害対策の持続可能性を高めるという視点での検討を期待します。
（第3回 （一社）日本民間放送連盟発表資料）
- 共同利用などの取り組みのもとでも、島嶼部や多くの離島を抱える地域や、広大な面積に多数の中継局が点在する地域では、放送ネットワークの維持や更新が大きな負担になっています。解決に向けて、行政の後押しを期待します。（第3回 （一社）日本民間放送連盟発表資料）

【構成員の意見等（続き）】

- 総務省の放送ネットワーク整備支援事業に、送信所設備等の災害復旧と、地デジIPDC防災連携設備が拡充されたことや、無線システム普及支援事業に耐震対策が拡充されたことは有意義です。ただ、広域大規模災害の発生確率が高まり、切迫した情勢ですので、より高い補助率とするなど、放送事業者が利用しやすく拡充すべきです。（第3回 （一社）日本民間放送連盟発表資料）
- （演奏所・親局・プラン局の耐震性に関し）「局舎」については、全ての放送の演奏所において9割以上が、親局・プラン局において7割以上が、それぞれ新耐震基準を満たしている。「鉄塔」については、テレビ・FM補完の親局においては7割程度が耐震性を満たしている。AM・FMの親局においては耐震性を確認している放送事業者は2割程度であった。また、プラン局の鉄塔に関しては、耐震性を確認できていない局の割合が多い。（第4回事務局発表資料）
- （その他の中継局の耐震性に関し）「その他の中継局」の「局舎」の耐震性については、テレビでは、50mW以下の中継局に関して、7割程度の放送事業者が全て新耐震基準を満たしているとのことであり、50mWを超える中継局に関しては、4割程度であった。
ラジオでも、FM補完では5割程度の放送事業者が全て新耐震基準を満たしているとの回答であった。AM・FMでは旧耐震基準のもの（新耐震基準に適合していることを確認していないものを含む）が含まれると回答する放送事業者の割合が比較的多い傾向にある。
「鉄塔」については、局舎の耐震性の確認と比較すると、全体として耐震性の確認が進んでいない。（第4回 事務局発表資料）
- （その他の中継局の回線冗長化に関し）テレビでは、9割程度の放送事業者が、「その他の中継局」への送信に係る中継回線が単一構成であり、2重化は実施されていない。
AM・FM補完では、5割以上の放送事業者が中継回線を複数ルート化しているものがあると回答しているが、FMでは全て単一構成の放送事業者が6割を超えており複数ルートの確保が難しい状況。（第4回 事務局発表資料）
- 局舎や放送設備の耐震化などレジリエンス強化への期待。地域特性に合わせた放送事業者の強化(含む報道の力)を可能とする整備を。プラン局、ミニサテには、放送情報送達が多様化促進の視点を。
堅くするのみならず、多様化等を加えたレジリエント化が重要。離島などの条件不利地域におけるレジリエンス強化が急がれる。（略）
光(海底)ケーブルによる伝送も有効では。（第4回鈴木構成員発表資料）
- ラジオ放送のレジリエント化は言わば「最後の砦」として重要。（略）レジリエント化に向けた支援を期待する。（第4回鈴木構成員発表資料）
- radikoが普及したいま、県道を含む通信の道路カバー率向上が求められており、非地上系ネットワークを含めた対応に期待しています。（第3回 （一社）日本民間放送連盟発表資料）

（ケーブルテレビ）

- 災害に強いインフラを構築する為、光化、複線化、受信点設備の増設、非常用電源の整備、ハザード対策としての局舎移転等の整備について、従来よりご支援頂いているところではあるが、引き続きご支援を願いたい。整備だけでなく、維持・運営に係る費用へのご支援も検討頂きたい。（第3回 （一社）日本ケーブルテレビ連盟発表資料）

（コミュニティ放送）

- ①平時における予算措置
事業規模（売上）の割に設備関連の支出額が大きく、放送設備のメンテナンスや修理、耐用年数に応じた措置（更新）を講じることが難しいので、補助となる予算措置を講じていただきたい。
- ②有事の際の放送維持に関する補助や予算措置
上記による状況下で被災し、設備や機器に異常が生じた場合、代替措置を講じることが難しい状況なので、実機の貸与や補助となる予算措置を講じていただきたい。（第2回 （一社）日本コミュニティ放送協会発表資料）

(3) その他

【コミュニティ放送事業者の財政健全化に向けた取組】

- コミュニティ（FM）放送は、一の市区町村を中心とした地域において、住民のニーズに応える、生活に根差した情報を提供することに適したメディアであり、災害発生時には、聴取者の生活圏におけるライフライン、避難所、物資支援についてきめ細かい情報を提供するほか、復旧・復興段階においても生活支援情報の提供を軸に、地域のコミュニケーション維持に資する役割が期待される。
- 更に、地方自治体との協定に基づき、緊急時に地方自治体の割込放送や自動起動機能ラジオに対応した放送を実施したり、地方自治体が開設する臨時災害放送局の運営に協力することで、災害発生時や応急時における緊急性、公共性の高い情報の提供者として重要な役割を担うケースもある。
- 一方で平時においては、インターネット環境の充実やSNS利用の増加等に伴い、相対的にラジオの有用性が低下してきており、本来、地域の広告宣伝メディアとして限られたエリアにおける営業を実施しているコミュニティ放送の多くは、収益を確保することが困難な状況となってきた。また、地方自治体においても、インターネットやSNSによる情報提供へのシフトが起こっており、コミュニティ放送への出稿を削減、廃止される事例が増加してきており、設備更新はおろか放送局運営の維持すら困難な事業者も存在している。
- インターネット環境等が充実した現在においても、大規模災害時における情報伝達手段としてラジオは有用であり、加えてコミュニティ放送と地方自治体との連携を深めることにより信頼性の高い災害関連情報を地域住民に届けていくことが可能となることから、コミュニティ放送が地域情報の提供主体としての役割を果たす上で安定した経営の確保が必要である。
- 放送事業の運営は、放送事業者自身の経営判断によることが原則であるが、総務省としてもコミュニティ放送事業者の経営安定化の一助として、地方自治体との連携促進や地域住民に対するコミュニティ放送の活動の認知・理解を深める機会を創出する等の取組、例えば地方総合通信局が地方自治体の防災訓練や防災イベント等にコミュニティ放送事業者と協働して参画する等の支援を実施、促進することも考えられるのではないか。

【構成員の意見等】

【コミュニティ放送事業者の財政健全化に向けた取組】

- 今年が阪神・淡路大震災30年という一つの区切りだったわけですが、関西の放送現場の方々を中心にした形での振り返りと今後のありようというようなことの中で、先ほど複数の方が御指摘されましたけれども、個別のメディアでの対応のみならず、横に連携をすると何ができるのか、これまでの知見の中で展開することで何が可能なのか。例えば、地上テレビ、ラジオとそれからコミュニティFMとの連携ですとか、災害放送への支援、臨時災害放送局の支援の仕方ですとかというような議論も非常に重要だろうと認識をしております。他方におきまして、今、特に民間放送に関しまして、経営環境、非常に厳しい状況の中で、災害にどう向き合うのか。それに当たってのある種政策的な支援のありようというようなこともやはり深掘りをする必要があるかと思えます。（第1回 音構成員）
- 異なる環境の被災した方々に必要な情報をきちんと届けるためには、やはりNHKだけではなくて、民放各社、あるいはケーブルテレビ、コミュニティFMなど、複数の放送事業者が重なり合い、補完し合いながら情報を届けることが必要になると強く考えております。（第1回 NHK）
- ラジオ放送、特にコミュニティFMでございますけれども、災害時には、やはり重要と考えております。こうしたもの、コミュニティFMさんのほうで放送の原稿を作った場合に、ラジオ放送も行うのですが、これ、昨今の通信のほうとも融合しようという取組を種々行われております。益城町さんであるとか、朝倉市さんなどでは、ラジオ原稿を作った場合に、これは先ほど御紹介したアラートのほうに入力しますと、これがテレビ局ですとか、それから、各種のヤフーさんなどのほうにも伝わりますので、ラジオ原稿でラジオ放送もしながら、その原稿が様々な通信に出るといったことが実際に行われたところでございます。（第2回 宇田川構成員）
- 復旧・復興期、こうした主に情報を市民のほうに一方的に伝える部分がどうしても生活支援情報などが大事になってまいります、その後の復興、今まさに能登がそうしたフェーズであるかと思えますけれども、こうした部分では、一方向的に行政が伝えるだけではなくて、より相互のコミュニケーションと申しますか、いわゆるパブリックコミュニケーションが大事な部分になってまいります。こうした部分では、ローカル局の役割が非常に活躍できる場合もございます、先ほどのコミュニティ放送、あるいは臨時災害放送局、そうした部分に取り組んだところでございます。（中略）コミュニティFM、臨時災害放送でございますので、行政の放送も出すのですが、出演者として地域の方も出演いただきながら、この地域の復興をどうしていくのだということを一方的な放送だけではなくて、相互の、住民からの声もより届けるといった活動が行われたところでございます。こうしたことは、現在の災害では非常に大事だと考えられておりまして、災害時の応急対応、あるいはその後の復旧、あるいは事前の災害の備えにおいても、地域の様々な方々、様々な方々の声を反映しながら、議論しながら災害対策、非常に重要視されておまして、これが仙台防災枠組みという国連の中の枠組みでございます。そうした様々な地域の声を届けるという意味では、やはり広域、また、ローカル放送、社会的役割は引き続き重要だと考えているところでございます。（第2回 宇田川構成員）
- 言うなれば大きな災害が発生しない状況の中での運営維持が難しい。特に自治体から比較的、予算を定期的にいただいているところでこの問題って発生しているのではないのかなと思うのですけれども、首長さんが代わると方針が大きく変わるというようなことがあって、特に関西圏に多いというふうには私は認識しているのですけれども、1年の期限をもって自立できなければ、行政からのお金が出ないというような事例、これ、鹿児島シティエフエムの米村さんは、本もお書きになられていらっしゃるかと思いますけれども、言うなれば自治体の行政との向き合い方に関して、どのようにお感じになられていらっしゃるのか。（第2回 音構成員）
- 関西地区で阪神大震災の後、行政が立ち上げた局が多いということで、行政の負担額が確かにかなりの額にあって、そうすると経営自体の主体がその収入オンリーになってしまっている運営になってしまっているというのが、あの当時の局の現状で、もう行政からのお金がなくなったら、もうそこで経営の仕方が本当にほかの業務をやるとか、そういうことではなく、ただ単に放送だということではなくなってしまっているというパターンとかというのがかなり大きい。（第2回 （一社）日本コミュニティ放送協会）
- SNSに上がるから、もうラジオ、要らないだろうみたいなことは、僕はかなり乱暴な意見だと思うのですけれども、そのような中で極端な閉局を迎えているという局があるというのは、とても残念だと思います。せっかく免許をもらっているのに、その経営の在り方とかをかなり考えればいいのかないところもありますね。あと、行政との向き合い方というのを、本当に顔の見える関係性を続けていきますと、災害時、本当、有用な情報を伝達できるというのもコミュニティFMの在り方。（第2回 （一社）日本コミュニティ放送協会）

(1) 衛星放送による代替や、配信の活用の在り方

- 令和6年能登半島地震の際、NHKは、臨時対応として、衛星基幹放送の業務の廃止を予定していた「NHK BSプレミアム」のチャンネル（BS103）で、NHK金沢放送局（地上テレビジョン放送）の番組を放送し、また、自治体による避難所における情報入手手段の確保に対して、テレビのない避難所へのテレビの設置、仮設のBSアンテナの設置等受信環境構築の支援等を行った。
- 当該地震及びこれらの取組を契機として、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ」（衛星放送WG）において、災害発生時における衛星放送の活用について議論が行われた。衛星放送は災害発生時に地上放送を視聴することができない地域に対しても必要な情報を送り届けることが可能という認識の下、周波数帯域の確保、放送の実施主体、平時における放送体制確保が論点とされ、検討を進めることが必要とされた。
- 広域大規模災害の発生時には、地上波やケーブルテレビに大きな被害が生じ、復旧に時間を要する場合が想定されるところ、災害の種類等に応じた配慮が必要ではあるものの、衛星放送を代替手段とする取組を行うことには意義があると考えられる。
- 取組を進めるに当たっては、既存のシステム・サービスの連携や、受信者への周知が重要ではないか。
- ①【東経110度CS放送におけるニュース専門チャンネルの活用】
- 現在、東経110度CS放送において、次のニュース専門チャンネルが、スクランブルを行って有料で放送されている。
 - 日テレNEWS24：日本テレビ放送網（株）が番組を提供し、SCサテライト放送（株）が放送。
 - TBS NEWS：（株）TBSテレビが番組を提供し、（株）CS-TBSが放送。
- 大規模広域災害の発生時に、このようなニュース専門チャンネルのスクランブルを解除して放送することにより、既存の仕組みを有効に活用しつつ、衛星放送WGにおいて論点とされていた、周波数帯域の確保、放送の実施主体、平時における放送体制確保について、いずれも解決できると考えられるため、実施すべきではないか。
- 取組の開始及び終了は、地上波・ケーブルテレビの被災状況を踏まえ、ニュース専門チャンネルの放送を行う事業者において判断することとしつつ、開始に当たっては発災の時期における迅速なスクランブルの解除が重要ではないか。

(1) 衛星放送による代替や、配信の活用の在り方

①【東経110度CS放送におけるニュース専門チャンネルの活用（続き）】

- 終了に当たっては、地上放送の番組の送信に係る放送設備の状況等を考慮し、過去の災害で中継局の復旧に要した期間を念頭に、一月を目途として、衛星放送のみ視聴可能な地域が引き続き存在する場合には、当該地域の避難所に向けてスクランブルの解除を継続する等きめ細かい対応に移行することとしてはどうか。
- また、本取組を円滑に実施するには、平時から、関係者間で緊密に協議を行い、入念な準備を整えるとともに、広く認知度を高めるための効果的な周知の在り方について検討すべきではないか。

②【東経124度/128度CS放送による地上波の番組の放送】

- 現在、東経124度/128度CS放送では、主に有料の多チャンネルによる放送が行われている。
- 大規模広域災害の発生時に地上波の番組、例えば関東広域圏において放送されている番組を東経124度/128度CS放送により放送することで、既存の仕組みを有効に活用しつつ、周波数帯域の確保等の論点が解決できるのではないか。
- 他方、このような取組に当たっては、受信環境の整備や地上波の番組の放送主体の許諾等が必要である等の課題が想定されることから、関係者間において事前の慎重な調整が必要ではないか。

③【BS放送による対応】

- 令和6年能登半島地震の際の、「NHK BSプレミアム」のチャンネル（BS103）を活用した取組のほか、東日本大震災の際は、「地デジ難視対策衛星放送（衛星セーフティネット）」を利用した対策を実施した実例がある。
- BS放送の設備における災害対策としては、管制センターに係るバックアップ等に加え、機動的に放送を確保するための緊急送信設備として、マスター設備を搭載し、1中継器分の番組を送信可能な車載型の地球局が配備されている。
- 衛星放送WGにおいては、論点を整理した上で、調査やシミュレーションを通じて、災害発生時に衛星放送を行うための周波数帯域、実施主体、災害時に必要となる情報等について事前に検討することとされたが、このような既存の車載型地球局の活用等も意識して検討を進めることが適当ではないか。

(1) 衛星放送による代替や、配信の活用の在り方

④【代替視聴手段の活用】

- 地域の放送ネットワークが被災し、早期の復旧が見込めないような場合は、他の種別の放送（例：地上系の放送ネットワークが被災した場合における衛星放送）の活用も見込まれており、多様な手段によって地域の情報を提供することが求められている。
- 放送事業者は、放送に加えインターネットを利用しニュース等の一部の放送番組の配信等を行っており、また、スマートフォンでラジオを聞けるradiko等のインターネット配信サービスも広く利用されており、災害時等においては、通信が放送の補完的な役割を担うことも期待される。
- さらに、放送事業者は、能登半島地震をはじめとする災害時に、放送だけでなく事業者のウェブサイトやアプリ、動画配信サイト、SNSなど多様な手段で災害情報や被災状況などを伝えている。
広域大規模災害によって放送が長期間停波するような場合も想定し、通信ネットワークの負荷などを考慮の上、放送番組を活用したインターネット配信を一層進めることについて、視聴ニーズの把握等の調査も行いつつ、引き続き検討することが必要ではないか。
- 災害時の放送停止地域や代替視聴手段について、各放送事業者がホームページ等において個別に周知することは想定されるが、一覧性はなく、被災住民にとって利用しづらいものとなると考えられる。
- 現状、総務省では、放送関係の被害状況（被災中継局の名称、放送事業者名、原因、影響世帯数等）や事業者等の取組を公表しているところであるが、事業者等の取組については、NHKの放送受信料や有料放送の視聴料の免除が中心であり、代替視聴手段の提供については簡単に触れられているだけである。
- 今後は、災害時の放送停止地域等の被災状況やインターネット配信等の様々な情報入手手段について、総務省が当該情報を適切に集約し、国民・視聴者にとって一覧性のある形で情報を発信していくことが重要ではないか。

【構成員の意見等】

①②③

- 被災した放送事業者は、普段の業務に加えて災害報道が求められ、さらには放送設備の修理や交換に追われることになります。したがって、災害対応に必要な届出や申請等については可能な限り簡素化していただきたいと存じます。（第1回 伊東構成員）
- 業務委託に関する手続きについて、今後の大規模な災害では、臨時に委託先を変更・追加することが想定されるため、被災した事業者であれば極力簡素化、あるいは手続き不要とするのが望ましいのではないかと推察しております。（第1回 石川テレビ発表資料）
- 能登半島地震の際には、NHKが金沢局の地デジをBSで同時再放送し、地元での評判は上々であったと伺っています。これは放送法で規定された臨時目的放送として認定されたものですが、その業務認定の申請につきましても今後簡素化が求められるのではないかと推察しております。（第1回 伊東構成員）
- 内閣府作成の避難所運営ガイドラインに沿って自治体によりテレビやラジオなどの情報提供手段が準備される際、技術相談や、受信環境構築の支援を行った（第2回 NHK発表資料）
- 衛星放送につきましては、やはり得手、不得手がありまして、例えば、富士山の噴火などの災害については、B-SATの車載型地球局、非常に有効なものであっても、場所によっては効果が薄く、被災地から離れた場所に移動して活用することが必要になるなど、実際にそれを使うに当たっての様々な配慮が必要になってくるのではないかとこのように理解させていただいたところです。（第4回 大谷構成員）
- 様々な可能性のある対策・手段がある中で、想定する広域災害というのが南海トラフ地震なのか、首都圏直下型地震なのか、千島列島の海溝型地震なのか、広域災害の種類によって対策として実効性の高い方法が何なのか、想定する災害と対策とのマッピングを行って整理しておくことがこの機会に必要なのではないかと考えられました。技術的に可能な方法であっても、平時からの準備などに多大なコストがかかるなど、実質的には対策として取れない、選択が難しいものもあると思いますので、そういったことも色分けして、区分しておくことも必要になるかなというふうにも感じております。（第4回 大谷構成員）
- 災害時の放送の役割というのも、時系列で必要になる役割というものが異なってくると思いますので、想定される災害とその災害が発災した後に対応すべき事項というのをある程度時系列で、タイムラインのような形で整理して、先ほどの想定災害対策とのマッピングと併せて確認しておく。その中で実際に選択できる手段というのが明瞭に浮かび上がってくると思いますし、また、全てに対して、災害対策といえども全て投資するということは難しいと思いますので、どの辺りに投資するのが効果的なのかといったことについても、その過程で確認ができるのではないかとこのように感じました次第です。（第4回 大谷構成員）
- 衛放協さんが御案内くださった「日テレNEWS24」ですとか「TBSNEWS」ですとか、私もよく拝見をするんですけども、緊急災害の情報の出し方、非常に頑張っていつもやられていらっしゃるというふうに思いますし、そういうような既存の情報システムというものを災害時に開放するという事は非常に有用だと思います。（中略）それから、私が存じ上げているケースですと、去年の能登半島地震の発生直後ですけども、BSフジさんはウェザーニュースをすぐ流されました。ウェザーニュース、お天気の情報を提供するだけではなくて、ふだんから会員を募っていて、地元の情報を提供するというふうな仕組みを持っております。言うなれば、系列の日本テレビと「日テレNEWS24」ですとか、TBSと「TBSNEWS」、JNNですとか、すでにあるものをうまく組み合わせることによって、ここではこういうことができるのか、この地域ではこうだとか、それから、先ほどの富士山の話があるように、こういう領域のところだとかこういう組合せができるのか、それから、先ほど大谷先生が御指摘のまさに時間もこのぐらいだというふうなある種のマップ作りというものを併せてしていくことによって、既存のシステムを有効活用するというんでしょうか、そういうことができるのではないのかなというふうにお話をお聞きしながら思いました。（第4回 音構成員）

【構成員の意見等（続き）】

- やはり地域地域によって様々な状況もあると思いますので、地域の人たちというか日本国民のそれぞれの立場にいる人たちも、こういう問題の整理にきちんと参加をして受信する側の人たちもきちんと参加して、この地域でこういうことがあったらこうやって受信しましょう、できますということをみんなが知って、それに準備をしていくというその仕組みを含めて考えていかないと、放送波が出せます、これでお届けできますだけでは、やっぱりなかなか、いざというときには厳しくなるのかなという気がしています。（第4回 長田構成員）
- （スカパーJSATの提案について、）東経124／128度のCSの利用が有利に見えますが、受信を希望する各家庭の受信環境の整備にかなりの費用負担が発生する可能性があると思われます。そうした観点からすれば、東経110度のBSやCSの右旋帯域を利用するほうが受信環境整備に要する費用負担を軽減できるのではないかと推察されます。（第4回 伊東構成員）
- 災害発生時にノンスランブル放送を行うことにより、受信設備があれば有料未加入者でも視聴が可能（第4回 （一社）衛星放送協会発表資料）
- 124/8CSで関東波（映像・音声）のみであれば速やかに衛星による再放送が物理的には可能（現在は2chのコールドスタンバイ状態）（第4回 スカパーJSAT発表資料）

④【代替視聴手段の活用】

- 放送は災害情報提供の仕組みのレジリエント化における必須の要素でございます。したがって、ふだんから放送に接する市民を増やすことが重要です。放送のネット配信、放送局提示情報へのアクセスを促す仕組みの強化構築を強く関係団体、そして政府、総務省に期待したいところです。（第4回 鈴木構成員資料）
- ネット配信放送の強化につきまして、ネット配信が放送波と共生・補完することで、放送全体のレジリエント化を促進し得ると考えます。同時配信等の取組それ自体のさらなる強化は当然ながら望ましいことになります。（第4回 鈴木構成員資料）
- 異なる環境の被災した方々に必要な情報をきちんと届けるためには、やはりNHKだけではなくて、民放各社、あるいはケーブルテレビ、コミュニティFMなど、複数の放送事業者が重なり合い、補完し合いながら情報を届けることが必要になると強く考えております。（第1回 NHK）
- 「NHK NEWS WEBのサイトのバナーに「令和6年能登半島地震 最新情報」サイトや、地震関連のニュース同時提供のリンクを表示」、「電気・給水・入浴・交通機関などライフラインに関する情報を随時更新」（第1回 NHK発表資料）

(2) 臨時災害放送局の活用促進の在り方

①【臨時災害放送局の要件】

- 臨時災害放送局は、地震等の災害が発生した場合（そのおそれがある場合を含む）に、その被害を軽減するために役立つ情報を提供することを目的とし、被災地の地方公共団体等が臨時かつ一時的に開設する超短波（F M）放送局であり、これまで55局が開局され、避難所の情報やライフラインの復旧情報といった被災者に役立つ生活関連情報の提供手段として活用されてきた。
- 他方、令和6年能登半島地震をはじめとする近年発生した災害において臨時災害放送局は開局されておらず、この一つの要因として、臨時災害放送局は地方公共団体などにより開設されるが、その操作に必要な無線従事者資格（第二級陸上無線技術士以上の資格）を有する人員確保が困難である可能性がある。例えば、コミュニティ放送局の放送設備を災害時に臨時災害放送局として使用する場合、コミュニティ放送局の操作に必要な資格では、諸元が変わらなくても臨時災害放送局の操作ができない。
- このため、災害発生時に臨時災害放送局が有効に活用されるよう、臨時災害放送局の特性を踏まえ、コミュニティ放送局と諸元が変わらない場合の臨時災害放送局の操作に必要な無線従事者の資格をコミュニティ放送局と同等とすることや災害時の特例措置について、検討するべきではないか。

(2) 臨時災害放送局の活用促進の在り方

②【割り当ての周波数の周知方法】

- 臨時災害放送局の周波数は、F M放送用周波数が逼迫していることから、総務省では事前に一定程度使用可能な帯域の見込みは立てているものの、通常は、発災後に臨時災害放送局の開局申請のあった自治体に対して、その周辺地域で行われているF M放送と混信しない周波数を確認・決定し、通知をしている。そのため、住民への周波数情報の伝達は、被災している中で行う必要がある。
- 関東総合通信局管内では、特に周波数が逼迫し、臨時災害放送局用周波数の確保が難しかったところ、以前放送大学が使用していた周波数を管内の臨時災害放送局用周波数とすることとし、一部の自治体では、ホームページ等で臨時災害放送局用周波数を住民へ周知すること等が行われている。
- 今後は、新たにF M放送用周波数として4MHzが追加されたことも踏まえ、その逼迫状況やF M補完中継局等の今後の開設見込みに留意しつつ、被災時に臨時災害放送局を開設して住民に災害関連情報を届けることの地域防災計画等への明記や、事前の実験試験局を開設した防災訓練の実施やカバーエリアの調査など、災害時における臨時災害放送局の利用が見込まれる自治体に対して、優先的に使用できる周波数をあらかじめ通知することを検討すべきではないか。
- また、各総合通信局等では、九州総合通信局等における取組を参考に、実験試験局を開設した電界強度の測定やカバーエリアの調査、自治体が実施する防災訓練でのデモなどにより、これまで以上に、臨時災害放送局の有用性等を自治体・住民に知ってもらうための取組を進めるべきではないか。
- 99MHzから108MHzの活用については、まずは108MHzまで受信可能なラジオ端末の普及を図るとともに、大規模災害時における臨時災害放送局での臨時的な利用を含め、F M方式のサービスを基本に検討を進めるべきではないか。

【構成員の意見等】

① 【臨時災害放送局の要件】

- ちょうど今年が阪神・淡路大震災30年という一つの区切りだったわけですがけれども、関西の放送現場の方々を中心にした形での振り返りと今後のありようというようなことの中で、先ほど複数の方が御指摘されましたけれども、個別のメディアでの対応のみならず、横に連携をすると何ができるのか、これまでの知見の中で展開することで何が可能なのか。例えば、地上テレビ、ラジオとそれからコミュニティFMとの連携ですとか、災害放送への支援、臨時災害放送局の支援の仕方ですとかというような議論も非常に重要だろうと認識をしております。（第1回 音構成員）
- 現状、臨時災害放送局は第二級陸上無線技士以上が操作可能となっているが、コミュニティ放送局が臨時災害放送局に移行する事例や設置・運用支援を行う事例もあるため、第二級陸上特殊無線技士でも操作が可能になるよう臨時災害放送局の技術資格要件を緩和していただきたい。（地域内で現状の適合有資格者を確保することが難しい状況）（第2回 （一社）日本コミュニティ放送協会資料）
- 臨災局用の周波数の検討状況につきまして、早速御報告をいただきました。どうもありがとうございます。全国各地の地域やブロックごとに使用可能な周波数を洗い出し、可能なところから周波数の仮選定を進めておられるということで大変頼もしく思いました。この作業を続けていただくとともに、周波数がうまく定まった地域におきましては、住民の方々にその情報をどのように広めていくのか、事務局村上課長もおっしゃっておられたと思いますが、その広報等の方法についても検討をしていただければと存じます。いずれにいたしましても、自治体の方々と協力、連携して進めていただければと思います。これ以外にも、臨災局の運用に必要な技術者の資格についての御要望があったように思います。臨災局の開設はいうまでもなく、臨時、緊急を要することですので、臨災局に特化したような、何らかの技術者の資格に関する緩和策を考えることが可能なのかどうか、これについても御検討いただければと存じます。（第3回 伊東構成員）
- 臨時災害放送局は県内の2か所（香南市、黒潮町）に整備されているが、利用実績がない状況。放送中は、高いレベルの通信資格を有する者が常駐しなければいけないため、整備のハードルが高い。（第3回 高知県（東構成員）資料）

（※）外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものに限る。

	資格名	従事可能な主な無線局等	臨時災害放送局	コミュニティ放送局
総合	第一級総合無線通信士	国際航海が可能な全ての船舶の船舶局や海上保安庁等の海岸局	○	○
	第二級総合無線通信士	遠洋漁船の船舶局や中規模の漁業用海岸局		○（※）
	第三級総合無線通信士	漁船の船舶局や小規模の漁業用海岸局		○（※）
陸上	第一級陸上無線技術士	2kW を超える放送局や電気通信事業者の固定局	○	○
	第二級陸上無線技術士	2kW 以下の放送局や電気通信事業者の固定局	○	○
	第一級陸上特殊無線技士	電気通信事業者の多重無線中継局		○（※）
	第二級陸上特殊無線技士	VSAT地球局（ハブ）、レーダースピードメータ		○（※）
	第三級陸上特殊無線技士	タクシー無線の基地局、市町村同報通信システムの同報固定局		
	国内電信級陸上特殊無線技士	陸上のモルス無線電信局		

② 【割り当ての周波数の周知方法】

第2回 一般社団法人日本コミュニティ放送協会資料より

- 現在、関東以外では臨時災害放送局用の周波数をあらかじめ設定できていないと思いますので、いろんな地域で可能な範囲で臨災局用の周波数があらかじめ設定できれば、発災時に住民からのアクセスも容易になるのではないかと思います。（第1回 伊東構成員）
- 災害FM開局にあたり周波数などの周知が徹底できなかった。臨時災害FM局の自治体毎の周波数固定化（平時からの周知啓発が可能となる。）。（第3回 熊本県益城町（森川構成員）発表資料）

(3) 早期応急復旧に向けた体制整備の在り方

【応急復旧時の財政的支援】

- 放送は、災害時において被災情報や避難情報等、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の伝達手段を確保する観点から大きな役割を果たしている。特に、ケーブルテレビについては地域密着型という特性を生かし、コミュニティチャンネルにより地域住民の生命に直結する被災情報を発信することにより、住民にとって非常に重要な情報取得手段となっている。
- 一方で、ケーブルテレビネットワークにおいては、災害後に仮復旧した後も本復旧が必要になる場合が大半であり、ケーブルテレビ事業者の費用負担が増大する傾向がある。
- 総務省においては、災害時におけるケーブルテレビの役割の重要性を鑑み、被災地の災害復旧ニーズに安定的に応じられるようにするため、災害を受けたケーブルテレビ関連設備の復旧に係る財政支援を引き続き実施していくべきではないか。
- また、地上波放送についても、能登半島地震を踏まえて追加した地上基幹放送ネットワーク整備等事業の送信所設備等の復旧に係る財政支援を引き続き実施していくべきではないか。

【構成員の意見等】

（応急復旧時の財政的支援）

（ケーブルテレビ）

- 一旦復旧しても、道路啓開に伴い、改めて切断されることも多く、その復旧費用はケーブルテレビ事業者が負担することになる他、仮復旧後に改めて本復旧が必要となるケースが大半であり、費用面での負担も甚大。（第3回 （一社）日本ケーブルテレビ連盟発表資料）

（地上基幹放送）

- 災害対応には初動・応急・復旧の各段階がありますが、復旧まで長期化すると、地域住民も地元企業も疲弊し、現地の放送局の経営環境もたいへん厳しくなります。（略）民放の経営の選択肢を拡大し、ローカル局の災害対策の持続可能性を高めるという視点での検討を期待します。（第3回 （一社）日本民間放送連盟発表資料）

(1) テレビ・ラジオ等の視聴可能設備の備蓄の在り方

【避難所の受信環境の確保】

- 広域大規模災害においては、避難所に多くの地域住民等が避難してくることから、避難所における情報入手手段の確保は、非常に重要である。防災基本計画においては、「市町村は、指定避難所において（中略）避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。」と定められている。また、内閣府が公表している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和6年12月改定）においても、避難所で必要となる他の物品との優先順位を考慮することにはなるが、テレビ、ラジオ等の機器を確保することが記載されている。
- 避難所には、主に学校や公民館といった公共施設が指定されており、テレビやラジオといった受信機は備え付けられている場所が多いと考えられるが、被災により受信機やアンテナが損壊することや、元々衛星放送を受信していない施設において衛星受信に切り替える必要性が生じることなども想定される。
- 現状では、NHKが避難所における受信環境構築の支援を行っているほか、日本民間放送連盟が備蓄しているラジオ受信機を被災地に届けるといった取組が行われている。
- しかしながら、避難所における受信環境の確保に関しては、特に広域大規模災害が発生した際には個々の組織による対応では人材や資機材には限りがあることから、被災者や避難所のニーズに迅速に応えていくための総務省、自治体、放送事業者をはじめとする関係者が連携する体制の構築に向けて検討していくべきではないか。

【構成員の意見等】

- この検討会では、こうした災害時に高齢者の方にも無理なく放送を使って情報を届けられるような、そういう体制ですとかルールといったものを今よりもよりよくしていただくということを期待しております。（第1回 四柳構成員）
- 災害救助法（実施主体：都道府県）において避難所における被災者の情報入手手段の記載（第2回 宇田川構成員発表資料）
- 内閣府作成の避難所運営ガイドラインに沿って自治体によりテレビやラジオなどの情報提供手段が準備される際、技術相談や、受信環境構築の支援を行った。NHKでは被災者の視聴環境確保に向けて、受信環境調査とあわせて要請に応じて上記協力を行っているが、大規模災害では対応が困難となる可能性があり、指定避難所には、テレビ・ラジオの備えのあることが望ましい。（第2回 NHK発表資料）
- 学校体育館などテレビが無い避難所ではテレビ機器の調達やアンテナ設置に数日を要した。避難所ではWiFi環境や充電できる場所が少なくスマホの利用が制限される方が見受けられた。避難所へのテレビ機器やアンテナ設置、公衆WiFi設備等の設置支援。（第3回 熊本県益城町（森川構成員）発表資料）

(2) 関係機関との連携の在り方

①【災害対策本部へのリエゾン派遣（再掲）】

- 令和6年能登半島地震・奥能登集中豪雨が発生した際、石川県災害対策本部に対してNHK、民間放送事業者、日本ケーブルテレビ連盟から被災した放送設備等の機能を維持するために職員の派遣（以下「リエゾン派遣」という。）が行われた。この取組によって、商用電源が停止した地上波中継局における予備電源設備への燃料補給の要請、難視聴地域における道路啓開情報や電力復旧情報、避難所・仮設住宅の開設情報等の入手などが行われ、災害時の放送の継続・早期復旧に資するものとなった。
- 地上波放送では、令和6年8月、石川県の民放5社とNHKの間で、中継局が停波するおそれがある場合等にリエゾン派遣を行う取り決めがなされ、同年9月の奥能登集中豪雨では当該取り決めに基づく派遣が行われた。他の地域においても取り決めを行う動きがあり、令和7年5月末時点で36の道府県で取り決めがなされている。
また、ケーブルテレビでは、万一の発災時には、日本ケーブルテレビ連盟において、リエゾン派遣について優先的に検討することとなっており、一部地域においては平時からケーブルテレビ事業者と自治体・電力事業者・通信事業者等との連携が進んでいる。
- リエゾン派遣は、各地域の放送事業者間における自主的な取組ではあるものの、災害時において放送事業者と関係機関との連携を円滑にし、放送の継続・早期復旧に資するものであるため、引き続き各地域協議会や業界団体による検討の場などを活用して、多くの地域の放送事業者間における検討を促進していくべきではないか。

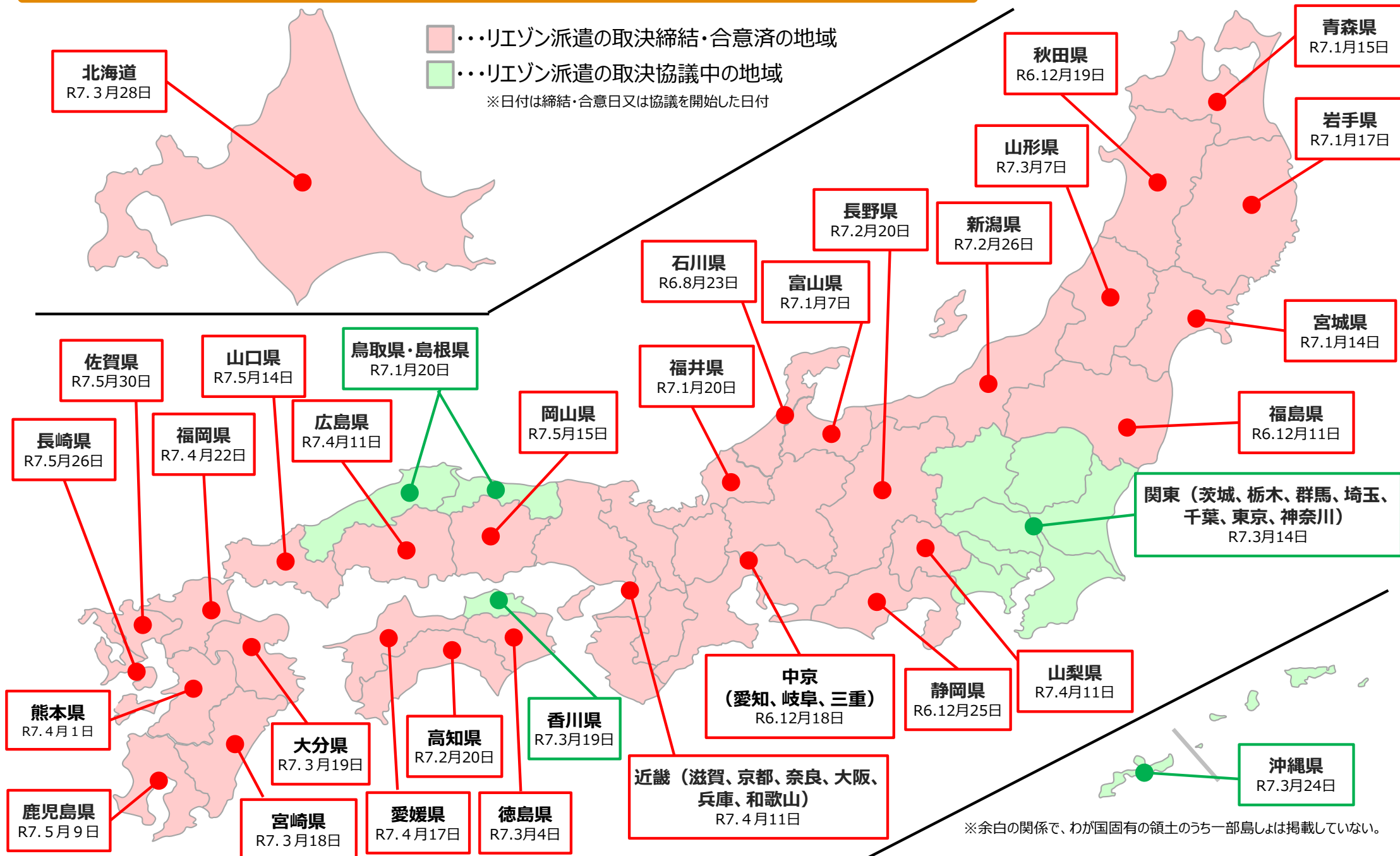
(2) 関係機関との連携の在り方

②【自治体等との訓練（再掲）】

- 令和6年能登半島地震・奥能登集中豪雨での経験を踏まえ、リエゾン派遣の実効性・有用性を高めるため、放送事業者と関係機関との間で緊急時における連絡体制を構築するだけでなく、定期的に訓練を実施することで、災害時に官民連携による緊急対応力を向上させることが期待される。
- そのためには、放送事業者が、総務省や自治体が開催する訓練への参加を通じ、国、自治体、電力事業者、通信事業者、燃料供給者等の関係機関と連携し、道路啓開・電力復旧・倒壊した電力柱等の建柱情報等を共有しつつ被災した放送設備等の復旧に係る課題等を把握し、その早期復旧を図り、放送が再開できるよう災害時に官民連携による緊急対応力の向上を図るべきではないか。
- また、これらの取組によって得られた被災者ニーズの把握方法等、リエゾンの役割に関する様々な知見を体系化し、放送事業者間で共有していくべきではないか。
- 加えて、広域大規模災害が発生した場合に備え、放送事業者自身における発災時の物的・人的支援体制を整備することも重要であるため、地上波放送におけるネットワーク協定（いわゆる系列局）の締結や、ケーブルテレビにおける事業者間の広域連携（例：支部や県協議会単位での連携や中四国事業者間連携であるSETO協定等）、地上放送とケーブルテレビ事業者等、異なる放送種別の連携、放送対象地域等の放送エリアを越えた連携にも取り組むべきではないか。

(参考) リエゾン派遣の取決締結状況について (地上波関係)

(令和7年5月31日現在)



【構成員の意見等】

①【災害対策本部へのリエゾン派遣（再掲）】

- 能登半島地震の際のリエゾン派遣について、“当初、リエゾンの仕組みを知らなかった”“分かってからも人員を派遣できるという考えには及ばなかった”。派遣への感想について、“人員に余裕があれば、派遣した方が良い”→“復旧状況がわかる”。奥能登豪雨の際のリエゾン派遣について、8月の取り決めに従い、9月23日より派遣（NHK、民放1名ずつ 民放は2週間）。NHKと民放間で相談、情報交換できた（1月は席が離れていた）。電力送配電について、同じリエゾンルームで、依頼が速やかにできた（1月は別の部屋だった）。テレビ局はどの社も人員が豊富でなく、派遣が難しい状況がありえる。（第1回 石川テレビ発表資料）
- 大変、石川放送の御発表、印象的に受け止めました。その中でリエゾンについてのお話がありました。私、自己紹介のときにも申し上げましたように相互支援の仕組みというのを強めていくことがとても大事だと思っております。それを物理的な行き来だけではなくて、遠隔でも可能にすることがとても大事な気がいたします。東北地方から能登に放送局の支援に行こうとしたんですけども、受入れ不可能ということで短時間で戻ってきたというようなことも聞いたことがございます。そうしますと、やはり遠隔でもできることは少なくなくて、例えば情報の整理を遠隔から助ける、アナウンスを遠隔で地元の放送局から流す。人材不足に対応する。あるいは、今日もファクトチェックの重要性がたくさん出てまいりましたが、その整理・検討を地元放送局に代わってその準備を行う、決定は放送局がなさる。いろんな方法でリエゾンの仕組みを強化できそうな気がいたします。ぜひ、法的にどこまで可能かどうか、事務局に検討いただけたらと思う次第です。（第1回 鈴木構成員）
- 災害対策本部へのリエゾン派遣。石川県庁に設置されている災害対策本部への人員派遣の可能性について打診いただき、2/6より北陸支部(金沢ケーブル)から1名派遣。能登半島全体の復旧計画にケーブル業界の意見、視点をお伝えすることができると共に、対策本部状況も把握できる等、一定の成果を得た。被災住宅の復旧と並行して避難所や仮設住宅への引き込み工事等にも尽力。日頃の自治体（市区町村）との連携・情報交換等も円滑に行っているケースが多い。都道府県との連携強化は今後も継続的に取り組む(場作りのサポートも期待)。ケーブルテレビ局、そして業界全体として、災害時にすべきことの共通認識はあり、自治体との日頃の連携や業界内の広域連携(例：中四国連携のSETO協定（下図）等)含めた様々な備えに加え、万一の発災時の対応ノウハウも蓄積・共有される等、各社の準備はほぼ整っていると言っていい状況ではあるが、震源地に近い局は甚大な被害（設備被害＋従業員の被災）を受け、事業継続が困難となる可能性が高い。（第3回 （一社）日本ケーブルテレビ連盟資料）
- 平時における都道府県、及び関連機関との関係強化にあたり、場作り等ご支援頂きたい。災害時の緊急対策本部へのリエゾン派遣につき、適宜県への働きかけをお願いしたい。災害時の緊急対策本部へのリエゾン派遣につき、適宜県への働きかけをお願いしたい。災害時の迅速な放送・通信インフラの復旧にあたり、ケーブルテレビ事業者が、被災地域における電柱・管路等の設置段階から、電力会社・大手通信事業者と、被災地域の復旧状況を踏まえて役割分担や優先順位付け等を検討できる様に、(平時も含め)自治体や電力・大手通信事業者等への働きかけをお願いしたい。（第3回 （一社）日本ケーブルテレビ連盟資料）

【構成員の意見等】

②【自治体等との訓練（再掲）】

- 御報告の中で、地震の後また豪雨があった際、既に連絡体制が出来上がっている中で速やかに連絡が取りやすかったというお話があったかと思います。日頃、連絡し合うということはなかなか限られていると思いますけれども、日頃から連絡体制を構築しておいて、定期的にシミュレーションをする、訓練などが行われているといざというときに動きやすくなるということを改めて感じさせていただいた次第です。そういった連絡体制をルールで決めるというようなことは難しいと思いますが、実際に発災したときを想定して、どういう連絡体制が現実には有効だったのかといったことについては、石川のテレビ局の御経験を踏まえて、全国の放送局、関係者で共有すべきことではないかと思います。（第1回 大谷構成員）
- 鈴木でございます。大変、石川放送の御発表、印象的に受け止めました。その中でリエゾンについてのお話がありました。私、自己紹介のときにも申し上げましたように相互支援の仕組みというのを強めていくことがとても大事だと思っております。それを物理的な行き来だけではなくて、遠隔でも可能にするということがとても大事な気がいたします。東北地方から能登に放送局の支援に行こうとしたんですけども、受入れ不可能ということで短時間で戻ってきたというようなことも聞いたことがございます。そうしますと、やはり遠隔でもできることは少なくなくて、例えば情報の整理を遠隔から助ける、アナウンスを遠隔で地元の放送局から流す。人材不足に対応する。あるいは、今日もファクトチェックの重要性がたくさん出てまいりましたが、その整理・検討を地元放送局に代わってその準備を行う、決定は放送局がなさる。いろんな方法でリエゾンの仕組みを強化できそうな気がいたします。ぜひ、法的にどこまで可能かどうか、事務局に検討いただけたらと思う次第です。（第1回 鈴木構成員）
- （NHKと民放の間の連携について）災害もそうですし、地域によって様々なケースがあると思いますので、一概に何かこういう基準でということとは、無理だとは思いますが、ただ、なるべく速やかに連携をしていただくという点では、ふだんからの何らかの関係性の維持といいますか、災害時を想定した関係性の維持というものも重要ではないかなと感じた次第でございます。（第2回 三友座長）
- 今日、出たお話の中でメディアの横連携もありますけれども、他のメディアとの連携の重要性というのも、前回御質問させていただいたことも連動しますが、その重要性ということも強く感じた次第です。（第2回 音構成員）
- 石川県能登の地震の後に応援に入られた通信事業者が、その後に発生した大雨のときにも同じようにまた入られて、1回目と2回目の大きな違いは、通信事業者同士は皆さん、それぞれ協力はし合えたのだけど、1回目のときには電気の方とか、その他道路の整備の方とかいろんな方が初めましての方ばかりで意思の疎通がうまくいかなかったが、次のときには「あれが必要ですね」というのがお互いに分かり合って非常に対応のスピード感が出せたって話を伺ったことがあります。高知県さんにお伺いしたいのですが、そういう意味での国や県や市町や、それぞれとの専門事業者の皆さんとの関係づくりというのは、もう大分、高知県さん、すごく熱心にいろんなことを進められていると思いますが、事業者同士の横のつながりみたいなものを何か平時にもつくっていくのも、特に応援の方々が入られたりしたときにも、それがうまくいけるようになって、体制づくりも大切なもののを、そのお話を伺ったときに思ったのですが、何かそういう工夫をされていたら教えていただければと思います。（第3回 長田構成員）

(3) その他

【多様な主体に対応した情報伝達】

- スマートフォンアプリを活用した、日本語以外の外国語への自動翻訳や音声読み上げ機能について紹介があり、外国人や障害者等の多様な主体に対応した情報伝達の重要性について指摘があった。
- テレビジョン放送においては、多様な主体に対応した情報伝達として、障害者等に向け、字幕放送、解説放送及び手話放送の目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針（平成30年2月策定、令和5年10月改定）」に基づき、各放送事業者において、災害時に速やかに字幕を付与すること、文字情報を読み上げること、会見中継における手話通訳を映すこと等、字幕放送、解説放送及び手話放送が行われているところである。
- 放送事業者は同指針に沿って引き続き取り組むとともに、特に災害時において視聴覚障害等に配慮の上で被災者の視聴環境を確保するため、事前に字幕、手話等の映像を用意する※等の自主的な取組を進めるべきではないか。

※ <https://minpo.online/article/suntv-vtr.html>（民放online「サンテレビ「避難呼びかける多言語VTR」たとえ停電しても無力ではない」）

【構成員の意見等】

① 【放送停止・復旧情報、代替視聴手段の提示】

- 異なる環境の被災した方々に必要な情報をきちんと届けるためには、やはりNHKだけではなくて、民放各社、あるいはケーブルテレビ、コミュニティFMなど、複数の放送事業者が重なり合い、補完し合いながら情報を届けることが必要になると強く考えております。（第1回 NHK）

② 【多様な主体に対応した情報伝達】

- この日本国内に多数の言語を使われる方がお住まいになっているということを考えますと、多言語での災害時対応を考えていく必要があると思っております。（第2回 大谷構成員）